

青森県市町村職員退職手当組合長 殿

市 町 村 長

一部事務組合管理者

印

退職手当支給制限等に関する報告書

退職手当の支給制限処分等に関する規則 第3条 の規定に基づき次のとおり報告します。
第5条

記

職員番号	退職した者の氏名 (年 月 日生)	(死亡した場合) 遺族又は相続人氏名 続柄 () 職員又は遺族の死亡年月日 (年 月 日)
該当条項 (該当する□にレ点を付すこと)		
懲戒免職等	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号	失職 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号
禁錮以上の刑確定	<input type="checkbox"/> 第14条第1項第1号	再任用職員の免職 <input type="checkbox"/> 第14条第1項第2号
一般の退職手当の算定の基礎となる引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた <input type="checkbox"/> 第14条第1項第3号 <input type="checkbox"/> 第14条第2項 (死亡したとき)		
禁錮以上の刑が確定している場合 (起訴名、判決年月日、量刑等を記載)	再任用職員の免職の場合 (最終退職時市町村名)	
当該非違又は行為の内容及び程度 (条例第14条第1項第3号又は第2項に該当した場合、懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)		
退職手当の一部不支給に係る勘案すべき事情の有無…有無にレ点を付すこと		
<input type="checkbox"/> 無		
<input type="checkbox"/> 有 (有の場合裏面記入)		

別記様式第1号 (裏面)

「非違」又は「行為」の内容及び程度について、以下の事項に該当します。(該当項目にレ点を付し、①～⑥まで記入すること)

- 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とした
- 懲戒免職等処分又は懲戒免職等処分を受けるべき理由となった非違又は行為が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみにあり、特に参酌すべき情状がある
- 懲戒免職等処分又は懲戒免職等処分を受けるべき理由となった非違又は行為が、過失(重過失を除く。)によるものであり、特に参酌すべき情状がある
- 過失(重過失を除く。)により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状がある

① その者が占めていた職の職務及び責任(当該職の職務及び責任の程度、職務に関連した非違又は行為であるかどうか等を記入すること)

② 勤務の状況(過去にも類似の非違又は行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けた事があるかどうか等を記入すること)

③ 当該非違又は行為に至った経緯(当該非違又は行為が行われることとなった背景や動機について特に参酌すべき情状があるかどうか及び情状の内容等を記入すること)

④ 当該非違又は行為後におけるその者の言動(当該非違又は行為による被害や悪影響を最小限にするための行動をとった場合又は当該非違又は行為を隠蔽する行動をとった場合は、その内容も記入すること)

⑤ 当該非違又は行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度(当該非違又は行為による被害や悪影響の程度を記入すること)

⑥ 当該非違又は行為が公務に対する信頼に及ぼす影響

⑦ 一部不支給の割合

%() 円)

備考1 記入欄が足りない場合は別紙にて対応すること

2 その他、参考となる資料等がある場合は必ず添付すること